

報告対象期日 24年 4月 1日から 24年 6月 30日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	通りに面する意匠及び色彩	通りに面する部分の壁面の位置の制限	看板、広告類、日よけ等	
							第5条
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ()	建築してはならないもの 建築物の1階部分の用途は、極力、物販・飲食・サービス店とし、風俗営業及び業務型店(事務所等)としての利用を避ける。	2 統一デザインの採用 3 建築物の外壁の色 4 閉店後の意匠、シャッターの取付位置、デザイン	5 道路との店舗入口部分との高低差処理 1 道路境界線から建築物の最大突出部(柱型、柱脚等)までの水平距離を有効20mm以上確保	3 オープンスペースを設け、後退させる場合は事前に街づくり委員会の承認を受ける 2 特別支障のない限り、建築物のファサードは道路と平行とする。 1 道路境界線から建築物の最大突出部(柱型、柱脚等)までの水平距離を有効20mm以上確保	(イ) 置型看板類、のぼり類は原則として使用してはならない。 (ロ) メーカーの看板は極力取り付けない (ハ) 看板の取り付け位置及び大きさを (ニ) 看板のデザインは、各店舗の業種、業態、商品が視覚的に一見して判断できる楽しいものとする。 (ホ) 看板は突出し型を原則
		建築等の概要用途					
		4 工作物	-	-	-		
		屋外広告物の設置	(配慮事項)			・看板数を削減 ・デザインを若干変更した	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。